

<資料> 野田市公契約条例と川崎市契約条例対比表

		野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
目 的		第1条 公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実施する。		第1条 市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
市の責務				(市の責務) 第2条 市は、この条例の目的を達成するため、契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	
事業者・受注者の責務		(受注者の責務) 第3条 受注者は、法令等を遵守することはもとより、公契約を受注した責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。		(市の契約の相手方になろうとする者等の責務) 第3条 市の契約の相手方になろうとする者は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを認識し、市が実施する契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 市の契約の相手方は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚して、その契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。	
適用対象契約	工事請負	第4条 (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約。		第7条1項 (1) 予定価格6億円以上の工事請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）	
	委 託	第4条 (2) 予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの	(適用する公契約) 第3条第1項 (1) 施設の設定備又は機器の運転又は管理に関する契約	第7条1項 (2) 予定価格1,000万円以上の業務委託契約のうち規則等で定めるもの（以下「特定業務委託契約」という。）	第67条 条例第7条第1項第2号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。 (1) 庁舎等の警備業務（警

			<p>(2) 文化会館の舞台の設備又は機器の運転に関する契約</p> <p>(3) 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約</p> <p>(4) 施設の清掃に関する契約</p> <p>(5) 施設の電話交換、受付及び案内に関する契約</p> <p>(6) 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）</p>	<p>備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託に係る契約</p> <p>(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項各号に掲げる事業に係る業務の委託に係る契約</p> <p>(3) 道路その他市長が定める施設の清掃の委託に係る契約</p> <p>(4) 昇降機、浄化槽その他市長が定める設備の保守点検その他の維持管理の委託に係る契約</p> <p>(5) 電子計算機を使用して行われる情報の入力等の作業を主とする業務の委託に係る契約</p>
		<p>第4条</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの</p>	<p>第3条第2項</p> <p>保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約</p>	
	指定管理	<p>(総合評価一般競争入札等の措置)</p> <p>第15条 市長又は教育委員会が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるため候補者を選定しようとするときは、賃金等を評価するものとする。</p>		<p>第7条1項</p> <p>(2) 又は指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。）</p>
労働者等の範囲	工事請負	<p>(労働者の範囲)</p> <p>第5条 この条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法第</p>		<p>第7条1項(1)</p> <p>ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除</p>

		野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
労働者等の範囲	工事請負	<p>9条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当するもの及び前条に規定する公契約に係る請負労働者とする。</p> <p>(1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p>		<p>く。以下同じ。) であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの</p> <p>イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者</p>	
	業務委託	<p>(2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p> <p>(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者</p>		<p>第7条1項</p> <p>(2) 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの</p>	
	指定管理	<p>(総合評価一般競争入札等の措置)</p> <p>第15条 (賃金等を評価するもの)</p> <p>(1) 落札者に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。次号及び第3号において同じ。)</p> <p>(2) 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から決定業務の一部について請け負った者(次号において「その他請負者」という。)に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者</p> <p>(3) 法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する労働者</p> <p>(4) 請負労働者</p>		<p>第7条1項</p> <p>(2) 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの</p>	

最低賃金等	工事請負	第6条第4項 (1) 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価(基準額)	第4条 (1) 千葉県において定められた額を8で除した額に10分の8を乗じて得た額	第7条2項 (1) 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額	川崎市作業報酬審議会から市へ提出された答申(平成23年3月18日付) 公共工事設計労務単価の職種ごと単価の9割
	業務委託	第6条4項 (2) 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)別表第1及び別表第1の2に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等	第4条(2) ア 前条第1項第1号及び第3号に掲げる契約国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため決定した建築保全業務労務単価に定められた東京地区の保全技術員補の日割基礎単価を8で除した額に10分の8を乗じて得た額 イ 前条第1項第2号及び第5号に掲げる契約1,000円 ウ 前条第1項第4号及び第2項に掲げる契約平成22年4月1日において施行されていた野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)別表第1の2の3の項1級の欄に定める額に100分の103を乗じた額に12を乗じて得た額を2,015で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。) エ 前条第1項第6号に掲げる契約 契約を締結した日の属する年度の国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため決定した建築保全業務労務単価に定められた東京地区の警備	第7条2項 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額	川崎市作業報酬審議会から市へ提出された答申(平成23年3月18日付) 893円

		野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
最低賃金等	業務委託		員Cの日割基礎単価を 8で除した額に10分の 8を乗じて得た額		
	指定管理				
適用労働者への周知		<p>第7条 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって適用労働者に周知しなければならない。</p> <p>(1) 適用労働者の範囲</p> <p>(2) 前条第1項の規定により市長が定める賃金等の最低額</p> <p>(3) 第9条第1項の申出をする場合の連絡先</p>		<p>第8条</p> <p>(3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。</p> <p>ア 対象労働者の範囲</p> <p>イ 作業報酬下限額</p> <p>ウ 次条の申出をする場合の申出先</p> <p>エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。</p>	
受注者の連帯責任等		<p>第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。</p>		<p>第8条</p> <p>(5) 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額</p>	

			又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。	
報告及び立入検査	第9条 市長は、適用労働者から受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないことについての申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。		第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。 2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。 3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
是正措置	第10条 市長は、前条第1項の報告及び立入検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反については受注者に、受注関係者の違反については受注		第8条 (8) 第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するため	

	野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
是正措置	<p>関係者（第6条第1項の規定に違反しているときは受注者及び受注関係者）に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。</p> <p>2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。</p>		<p>に必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。</p>	
契約解除	<p>第11条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 前条第1項の命令に従わないとき。</p> <p>(3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>		<p>第8条</p> <p>(9) 市長等は、受注者が第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができること。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。</p>	
賠償の免責	<p>第11条</p> <p>2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。</p>		<p>第8条</p> <p>(10) 市は、前号の解除（指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、同号ただし書の取消し又は命令）によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。</p>	

損害賠償	第13条 受注者は、第11条第1項の規定による解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。			
違 約 金	第14条 市長は、受注者等がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。			第52条1項 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (5) その他契約に違反したとき。 2 前項により契約を解除したときは、契約保証金（契約保証金の納付に代え担保が提供されているときは保証金として定めた額）は、本市に帰属する。この場合において、契約保証金の納付が免除されている契約であるときは、当該契約の発注に際し、あらかじめ損害賠償の予定額として定めた契約保証金の率に相当する額（履行保証保険については保険金額、工事履行保証については保証金額）を損害賠償金として請求するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。
総合評価制度	第15条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者の決定をしようとするときは、当該決定に係る業務（以下この条において「決定業務」という。）に従事する者であって、次の各号のいずれかに該当するものの賃金等を評価するものとする。 (1) 落札者に雇用され、専	野田市が発注する工事に係る総合評価方式の実施に関する要領 第3条 この要領による総合評価一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が5千万円以上の工事 落札者決定基準 評価項目及		第6条 2 競争入札が、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）であるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

	野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
総合評価制度	<p>ら決定業務に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。次号及び第3号において同じ。）</p> <p>(2) 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から決定業務の一部について請け負った者（次号において「その他請負者」という。）に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者</p> <p>(3) 法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する労働者</p> <p>(4) 請負労働者</p>	<p>び評価点 企業の社会貢献等 労務賃金 0～10</p>		<p>(1) 総合評価一般競争入札の方法による旨</p> <p>(3) 総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）</p> <p>○ガイドライン 原則として予定価格（税込）1億5千万円（業種：建築は3億円）以上の工事を対象とします。</p>
低入札価格調査制度	<p>第16条 市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>野田市低入札価格調査実施要領</p> <p>第1 低入札価格調査の基準 野田市発注の工事又は製造の請負契約で設計金額1千万円以上に係る価格の申込み</p> <p>調査基準価格</p> <p>ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額</p> <p>第4 失格判定基準</p> <p>(1) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、工事内訳書にある各項目の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に満たない場合は、その者を失格とする。</p>		<p>川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（対象工事）</p> <p>第2条</p> <p>(1) 予定価格（税込）6億円以上のもの （調査基準価格）</p> <p>第3条2項 調査基準価格は、予定価格の10分の7を下らない範囲内で定める。 （価格失格基準）</p> <p>第4条 総合評価一般競争入札による場合で、かつ予定価格（税込）6億円未満の場合において、総合評価点の最も高い者で、前条の調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、対象工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる費用に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額のいずれかを下回った者は失格とする。</p> <p>(1) 直接工事費の100分の</p>

		<p>ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額</p>		<p>(2) 共通仮設費の100分の70</p> <p>(3) 現場管理費の100分の80</p> <p>(4) 一般管理費の100分の30</p>
継続雇用	<p>第16条</p> <p>2 市長は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年野田市条例第32号）第2条に規定する契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。</p>	<p>野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第4条第2号及び第3号に規定するもの</p>	<p>第6条</p> <p>(2) 役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 契約の相手方が当該役務の提供に係る業務の習熟に一定の期間を要する契約</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることが困難となるおそれがある契約</p>	<p>長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱運用指針条例第6条第2号イ</p> <p>次の各号に掲げる業務の契約</p> <p>(1) 庁舎等の警備業務（人的警備）</p> <p>(2) 機械設備等の運転操作業務</p> <p>(3) 庁舎等施設の受付・案内業務（区役所の行政サービス総合案内業務含む。）</p> <p>条例第6条第2号エ</p> <p>給食、調理業務（公立保育園、介護施設等）</p>
審議会形式			<p>(作業報酬審議会)</p> <p>第11条 市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業報酬審議会)</p> <p>第72条 川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>(以下略)</p>
努力義務対象			<p>(指定出資法人等の契約)</p> <p>第12条 市が出資する法人であって市長が指定するもの（以下「指定出資法人」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する</p>	<p>(指定出資法人)</p> <p>第73条 条例第12条第1項に規定する指定出資法人は、別表に掲げる法人とする。</p> <p>(別表略)</p>

	野田市公契約条例	野田市公契約条例施行規則 イタリック体は同規則以外	川崎市契約条例	川崎市契約規則 イタリック体は同規則以外
努力義務対象			<p>法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）を実施する者として選定した者（以下「選定事業者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約（選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。</p>	